

処 分 基 準

B - e - 2

平成 27 年 4 月 1 日作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第 51 条の 4 第 4 項
処 分 の 概 要：放置違反金の納付命令
原権者（委任先）：愛知県公安委員会
法 令 の 定 め：道路交通法第 51 条の 4 第 1 項、第 3 項
処 分 基 準： 道路交通法第 51 条の 4 第 3 項の規定による報告に係る車両を放置車両と認める場合（同条第 4 項ただし書に規定する場合を除く。）は、当該車両に係る違法駐車行為が天災等の不可抗力に起因するなど、当該車両に係る違反を当該車両の使用者の責めに帰すことが著しく相当性を欠くと明らかに認められる場合を除き、当該使用者に対し、放置違反金の納付命令を命ずることとする。
問 い 合 わ せ 先： 愛知県警察本部交通指導課放置駐車対策センター納付命令係 電話（052）871-4335 内線 221
備 考：